

日本とEUのテレビ用ブラウン管カルテル事件

Colour Picture Tube Cartel Cases in Japan and EU

小畑 徳彦*

Tokuhiko Obata

テレビ用ブラウン管をめぐる台湾・韓国・日本等の企業による国際カルテル事件について、我が国の公正取引委員会と欧州委員会が調査し、それぞれ独占禁止法とEU機能条約に基づき措置をとった。同じ事件に対する措置であるが、カルテルの範囲に関する事実認定や域外適用に関する考え方などについて、公正取引委員会の審決と欧州委員会の決定の間には大きな違いがみられる。

キーワード：ブラウン管カルテル、国際カルテル、独占禁止法、EU機能条約、域外適用

はじめに

公正取引委員会は、2007年11月に、欧州委員会及び米国司法省とほぼ同時にブラウン管製造業者に対する調査を開始した。この調査は、カルテル参加事業者の中華映管が日本の公正取引委員会、EUの欧州委員会等にカルテルについて報告し課徴金、制裁金等の免除申請（リニエンシーの申請）をしたことによって開始されたものである。

調査の結果、公正取引委員会は、2009年10月に、日本、韓国、台湾等のブラウン管メーカー11社がテレビ用ブラウン管についてカルテルを行ったとして、2社に対して排除措置命令を、6社に対して課徴金納付命令を行った¹⁾。これに対し、排除措置命令を受けた2社及び課徴金納付命令を受けた6社のうち4社が審判を請求し、公正取引委員会は、審判手続を経て、2015年5月に審決を出した²⁾。6社はさらに審決取消を求めて訴訟を提起したが、東京高等裁判所は2016年の1月から4月にかけて、審決の認定を全面的に肯定し請求を棄却する判決を出した³⁾。

欧州委員会も、2012年12月に、台湾、韓国、日本等のブラウン管メーカーがコンピュータモニタ用ブラウン管及びテレビ用ブラウン管についてカルテルを行ったとして、7グループ12社を名宛人として、制裁金を命ずる決定を行った⁴⁾。5グループ8社が争ったが、一般裁判所は、2015年9月に一部の会社に対する制裁金を減額し、その余の請求を棄却する判決を出した⁵⁾。

両競争当局が措置をとったテレビ用ブラウン管カルテル事件について公正取引委員会の排除措置命令及び東京高等裁判所の判決と欧州委員会の決定及び一般裁判所の判決を比較して見ると、カルテルの対象とされた製品、関係人及び時期が重なっているが、事実認定や法適用の際の考え

方はさまざまな点で異なっている。ここでは、公正取引委員会の審決と欧州委員会の決定によって日本と EU の事件を比較し、両者の違いについて考察することとする。

I. 日本のテレビ用ブラウン管カルテル事件

1. 概要

公正取引委員会は、MT 映像ディスプレイ [MTPD] ら 11 社が、共同して、おおむね四半期ごとに次の四半期における特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限していたとし、これは独占禁止法 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、2009 年 10 月 7 日以降、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。ここにいう「特定ブラウン管」とは、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者 5 社⁶⁾が現地製造子会社等に購入させる 14・20・21 インチサイズの 5 種のブラウン管であり、「現地製造子会社等」とは、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者 5 社の東南アジアの製造拠点会社⁷⁾である。現地製造子会社が我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の指示を受けずに購入したブラウン管もあるが、それは「特定ブラウン管」に該当しない⁸⁾。

公正取引委員会は、後述のように合意は既に消滅していると認定したが、11 社のうち MTPD 及びサムスン SDI の 2 社に対して特に排除措置を命じる必要があるとして、①合意が消滅していることを確認すること及び②今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨を、取締役会等の業務執行の決定機関において決議することを命ずる排除措置命令を行った。また、特定ブラウン管を実際に現地製造子会社等に販売していた MTPD の東南アジアブラウン管製造販売子会社である MT 映像ディスプレイ・インドネシア [MTPD・I]、MT 映像ディスプレイ・マレーシア [MTPD・M] 及び MT 映像ディスプレイ・タイ [MTPD・T] の 3 社、サムスン SDI の東南アジアブラウン管製造販売子会社であるサムスン SDI・マレーシア [サムスン SDI・M] 並びに LG フィリップス・ディスプレイズ・コリア [LGPD] 及び同社の関連会社である LP ディスプレイズ・インドネシア [LPD・I] の 6 社 [MTPD・I ら 6 社] に対して課徴金納付命令を行った。公正取引委員会にカルテルについて最初に報告し課徴金免除申請をした中華映管及び同社の東南アジアブラウン管製造販売子会社である中華映管マレーシア [中華映管 M] に対しては、課徴金納付命令も排除措置命令も行わなかった。LGPD はテレビ用ブラウン管の製造販売事業を既に譲渡していたため、同社に対して排除措置命令を行わなかった。タイ CTR もカルテルに加わっていたと認定したが、既に会社が消滅しているため措置をとらなかった。

公正取引委員会が当初とった措置は、次のとおりである。

表 1. 公正取引委員会がとった措置

事業者	排除措置命令	課徴金納付命令（額）	審判請求の有無
MTPD	○	—	審判請求
MTPD・M	—	○（6億5083万円）	審判請求
MTPD・I	—	○（5億8027万円）	審判請求
MTPD・T	—	○（5億6614万円）	審判請求
サムスン SDI	○	—	審判請求
サムスン SDI・M	—	○（13億7362万円）	審判請求
LGPD	—	○（1億5138万円）	審判請求せず確定
LPD・I	—	○（9億3268万円）	審判請求せず確定
中華映管	—	—	—
中華映管 M	—	—	—
タイ CRT	—	—	—

排除措置命令を受けた2社及び課徴金納付命令を受けた6社のうち4社が命令の取消しを求めて審判を請求した。公正取引委員会は、審判手続を経て、2015年5月22日に審決を出した。審決は、10社の行為が独占禁止法3条に違反すると認定し、課徴金納付命令については取消請求を棄却し、排除措置命令については2社についてそれぞれ排除措置を命ずることが特に必要と認めることができないと認定して取り消して違法行為があった旨を明らかにした。

公正取引委員会の審決の概要は、次のとおりである。

2. 違反事実の認定

a. 市場の状況

我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、被審人ほかのテレビ用ブラウン管製造販売業者の中から一又は複数の事業者を選定し、当該事業者との間で、現地製造子会社等が製造するテレビ用ブラウン管の仕様のほか、おおむね1年ごとの購入予定数の大枠やおおむね四半期ごとの購入価格及び購入数量について交渉していた。現地製造子会社等は、この交渉を経た後、主に MTPD・Iら6社、中華映管 M 及びタイ CRT の計8社 [MTPD・Iら8社] からテレビ用ブラウン管を購入していた（以下、この交渉を経て現地製造子会社等が購入する 14・20・21 インチサイズの5種のブラウン管を「本件ブラウン管」という）。2003年から2007年までの5年間における現地製造子会社等の本件ブラウン管の総購入額のうち、MTPD・Iら8社からの購入額の合計の割合は、約83.5%であった⁹⁾。

b. カルテルの成立

サムスン SDI、MTPD、中華映管、LGPD、タイ CRT、サムスン SDI・M、MTPD・I、中華映管 M 及び LPD・I の9社は、本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の安定を図るため、

遅くとも2003年5月22日頃までに、日本国外において、本件ブラウン管の営業担当者による会合を継続的に開催し、おおむね四半期ごとに次の四半期における本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意した。MTPD・Mは遅くとも2004年2月16日までに、MTPD・Tは遅くとも同年4月23日までに、それぞれ本件合意に加わった¹⁰⁾。

c. カルテルの消滅

中華映管及び中華映管・Mが、2007年3月30日、競争法上の問題により本件ブラウン管の営業担当者による会合に出席しない旨表明し¹¹⁾、その後、MTPDも同様の対応を採ったことなどにより、それ以降、上記会合は開催されていないことから、同日以降、本件合意は事実上消滅している¹²⁾。したがって、本件カルテルの終期は2007年3月30日である。

3. 法適用

a. 本件に独占禁止法3条後段（不当な取引制限の禁止）を適用できるか

本件合意は日本国外で行われ、本件ブラウン管を購入するのは本件ブラウン管の現地製造子会社等で外国会社であり、本件ブラウン管が供給されたのもブラウン管テレビに加工されたのも東南アジア地域であることから、本件に独占禁止法を適用できるかどうか争われた。

審決は、「事業者が日本国外において独占禁止法第2条第6項に該当する行為に及んだ場合であっても、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該行為により一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段が適用されると解するのが相当である」¹³⁾という基本的な考え方を示した。

b. 一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったか

本件の一定の取引分野について、審決は、「独占禁止法第2条第6項における『一定の取引分野』は、そこにおける競争が共同行為によって実質的に制限されているか否かを判断するために画定するものであるところ、不当な取引制限における共同行為は、特定の取引分野における競争の実質的制限をもたらすことを目的及び内容としているのであるから、通常の場合、その共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して、一定の取引分野を画定すれば足りると解される」という考えのもとに、「本件合意は、…本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格について、各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨の合意であり、11社のした共同行為が対象としている取引は、本件ブラウン管の販売に関する取引であり、それにより影響を受ける範囲も同取引であるから、本件ブラウン管の販売分野が一定の取引分野であると認められる」とした¹⁴⁾。

また、審決は、「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、…テレビ用ブラウン管について調達業務等を行い、自社グループが行うブラウン管テレビに係る事業を統括するなどしていたことが認められる」、「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、…被審人…との間で交渉し、本件ブラウン管の購入先及び本件ブラウン管の購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定した上で、

現地製造子会社等に対して上記決定に沿った購入を指示して、本件ブラウン管を購入させていたことが認められ」として、「我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と現地製造子会社等は一体不可分となって本件ブラウン管を購入していたとすることができる」とした。そして、「さらに、本件合意が…我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との交渉の際に提示すべき本件ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の最低目標価格等を設定するものであることも併せて考えれば、11社は、そのグループごとに、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との関係において、自社グループが購入先として選定されること及び購入価格、購入数量等の重要な取引条件を競い合う関係にあったとことができ、購入先や重要な取引条件の決定者である我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は、11社に対し、そのような競争を期待しうる地位にあったとすることができる」とし、「これらの点を考慮すれば、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は本件ブラウン管の需要者に該当するものであり、本件ブラウン管の販売分野における競争は、主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったとすることができる」とした¹⁵⁾。

c. 一定の取引分野における競争が実質的に制限されたか

競争の実質的制限について、審決は、「平成15年から平成19年までの5年間における現地製造子会社等の本件ブラウン管の総購入額のうち、(MTPD・Iら8社)からの購入額の合計の割合は、約83.5パーセントとその大部分を占めていたこと、本件違反行為者である被審人らを含む11社は本件合意に基づき設定された最低目標価格等を踏まえて、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との間で、本件ブラウン管の価格交渉をしていたこと等に照らせば、本件合意により、本件ブラウン管の価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたといえるから、11社は、本件合意により、本件における一定の取引分野である本件ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限したと認めることができる」とした¹⁶⁾。

d. 結論

結論として、審決は、「一定の取引分野である本件ブラウン管の販売分野における競争が主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったと認められ、かつ、本件合意により当該一定の取引分野における競争が実質的に制限されたと認められる」とし、「したがって、本件に独占禁止法第3条後段を適用することができるものというべきである」とした¹⁷⁾。

e. 国内市場への効果の必要性

サムスンSDIらは、独占禁止法の域外適用に関する効果主義の観点から、日本の国内市場に実質的、直接的かつ当事者にとって予見可能な効果が生じたとはいえないから、独占禁止法は適用されないと主張した。これに対し、審決は、「前記のとおり、少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には、同法第3条後段を適用することができる」と解され、実際、本件においてはそれが肯定されるから、本件において被審人の主張するような効果の存否

に関する検討をする必要性は認められない」とした¹⁸⁾。

4. 措置

a. 排除措置命令

排除措置命令は、MTPD とサムスン SDI の 2 社に対して行われたが、審決は、次の理由等から排除措置を命ずることについて「特に必要がある」（独占禁止法 7 条 2 項）と認めることはできないとして、排除措置命令を取り消した。

① テレビ用ブラウン管の需要が急激に衰退していたことから、MTPD は、テレビ用ブラウン管の製造販売拠点を次々に閉鎖し、唯一の製造販売拠点も出資持分全部を共同出資者に譲渡する旨の基本合意をしていたこと¹⁹⁾

② ブラウン管テレビの需要が急激に衰退していたこと等から、本件排除措置命令時には我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の本件ブラウン管の取引は存在しないか仮に存在していたとしてもわずかなものだったと認められることから、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が需要者だったと認めることには疑問があること²⁰⁾

③ サムスン SDI は本件排除措置命令時にブラウン管の製造販売業を営んでいたが、他の違反行為者がブラウン管製造販売業から撤退するなどしていたので、他の違反行為者と共同で再び本件違反行為と同様の行為を行うおそれはなかったと認められること²¹⁾

b. 課徴金

課徴金納付命令は、MTPD・I ら 6 社が我が国ブラウン管製造販売業者の現地製造子会社に販売した本件ブラウン管の売上額を基礎として課徴金を算定した。これに対し、外国での取引に係る売上額を計算の基礎とすることができるかどうか争われた。

審決は、「独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項にいう『当該商品』とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解される」とし、「本件ブラウン管が本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものであることは明らかである。したがって、本件ブラウン管は『当該商品』に当たるから、独占禁止法施行令 5 条に基づき算定された本件ブラウン管の売上額が課徴金の計算の基礎となる」とした²²⁾。そして、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項等の規定から、「外国における取引（その意味するところは必ずしも明らかではないが、本件のように、形式的には、外国において、外国法人間で行われた取引をいうものと解される。）であるからといって、そのみを理由に課徴金の計算の基礎となり得ないと解することはできない²³⁾」、「商品の供給や代金の支払が外国において行われた場合にその売上げを課徴金の計算の基礎から除くべきと解することはできない²⁴⁾」とした。

審決はさらに、「本件においては、本件ブラウン管の販売分野という一定の取引分野における競争が主として我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであったと認められ、かつ、本

件行為により当該一定の取引分野における競争が実質的に制限されたと認められるのであるから、本件ブラウン管を『当該商品』に該当するとして、その売上額を課徴金の計算の基礎とすることに何ら不当な点はない」としている²⁵⁾。

II. EU のテレビ用ブラウン管カルテル事件

1. 概要

欧州委員会は、2012年12月5日に、アジア及び欧州のブラウン管メーカーがコンピュータ用ブラウン管とテレビ用ブラウン管についてアジア及び欧州でカルテルを行ったとして、7グループ12社²⁶⁾を名宛人として、総額約14億7000万ユーロの制裁金を課す決定を行った。

欧州委員会の決定は、コンピュータ用ブラウン管とテレビ用ブラウン管の両方について詳細に記載しているが、そのうちテレビ用ブラウン管のカルテルに係る部分に絞って概要を示すと、次のとおりである。なお、決定の一部は、名宛人の要求により非公表となっている。

2. 違反事実の認定

a. 市場の状況

ブラウン管技術は1990年代までは支配的だったが、2000年代初めからは代替技術（液晶ディスプレイ及びプラズマディスプレイ）が登場し、ブラウン管の需要は減少し始めた。それによって生産能力が過剰となり価格が急落した。特に欧州では、ブラウン管の販売は毎年減少していた。

カルテル期間中、カルテル参加者はドイツ、英国等の加盟国及び韓国、台湾、中国、日本等で製造したブラウン管を多くの加盟国で設立された顧客に販売した。したがって、カルテル期間中、加盟国間でブラウン管の重要な貿易が行われていた²⁷⁾。

b. テレビ用ブラウン管カルテルの概要

本件決定の名宛人であるブラウン管製造業者らは、少なくとも1997年12月3日から2006年11月15日までの間、価格を決定し、市場シェアと顧客を配分し、生産を制限する目的で、会合を持つなどした。

当初、テレビ用ブラウン管は会合でコンピュータ用ブラウン管と一緒に議論されていたが、1998年秋に定期的なテレビ用ブラウン管の会合が設立された。テレビ用ブラウン管の会合は、四半期ごとに、ときには毎月開かれていた。2社間の接触や情報交換は頻繁に行われていた。主要メンバーは、当初、中華映管、サムスンSDI、LGエレクトロニクス[LGE]他2社だった。当初、会合はアジアで行われていた。

1999年末には、王立フィリップス・エレクトロニクス[フィリップス]が会合にいつも参加するようになった。他の1社と松下電器産業[松下]（2003年4月からは合弁会社のMTPD）も遅くとも1999年には会合等に参加した。トムソンも1999年から反競争的行為に加わった。東芝（2003年4月からは合弁会社のMTPD）も2000年春から関与した。

2002年から2003年頃、アジアの会合の形態が変わり、SML会合とASEAN会合の2つの会合が組織された。中小サイズのテレビ用ブラウン管を絞って議論するASEAN会合は、2002年秋に設立された。参加者は、サムスンSDI、フィリップスとLGEの合弁会社²⁸⁾、MTPD、中華映管及び他の1社であった。SML会合の出席者は、サムスンSDI、フィリップスとLGEの合弁会社及びMTPDで、議論の中心は「非公表」サイズのテレビ用ブラウン管だった。中華映管と他の1社はこのサイズのテレビ用ブラウン管を製造しておらず、この会合に参加していなかった。

欧州のテレビ用ブラウン管関係の会合は、「非公表」によって組織され、欧州とアジアの両方の競争者が参加していた。

欧州における製造コストが高いこと及びアジアのブラウン管に対する関税のため、欧州のブラウン管価格は一般にアジアより高かった。しかし、アジアとヨーロッパの価格についての議論はつながっていることが多かった。アジアのカルテル参加者の中には、会合が行われている期間中に、主に欧州における輸入制限のため、欧州に製造拠点を持っている者があった。アジアのブラウン管メーカーは、欧州における価格が十分高ければ関税を払ってもアジアからの輸出が採算に合うので、欧州の価格に関心があった²⁹⁾。

c. カルテルの経緯

① 初期（1997年～1999年）

中華映管、サムスンSDI、LGE及び他のテレビ用ブラウン管メーカー2社は遅くとも1997年12月3日にカルテル会合を持った。トムソン、松下及びフィリップスが1999年の会合に出たとの証拠もある。マルチの会合のほか、テレビ用ブラウン管メーカーは欧州及び世界で多数の2社間協議を行った。

アジアで始まったカルテルを補完するために、別に欧州会合が始まって以来、協定の範囲は主に地域的なものになったが、様々な形で相互に結びついていた。欧州会合は欧州の市場状況に焦点を当てていたが、アジアのカルテル会合はアジアとヨーロッパの両方を含む世界レベルのものであった。欧州市場に関する協定は、欧州会合でもアジア会合でも行われた。アジアの生産能力削減はカルテルにより欧州の価格を引き上げることを容易にした。また、アジアのメーカーの協力が欧州の価格協定にとって不可欠であることが認識されていた。アジアの価格はまた欧州の価格を議論するときの代理変数として使われた。テレビ用ブラウン管メーカーは、「合理的な価格差」を目指し、欧州の価格を引き上げようとした。アジアと欧州の両方の会合に出席したり、両方の会合の結果を知っていた者もいる³⁰⁾。

② 中期（2000年～2003年）

2000年頃、カルテル会合はアジアと欧州の両方で定期的に行われ続けた。アジアの会合は中華映管、サムスンSDI、LGEほか2社が中心メンバーとなって続けられた。また、欧州の会合はフィリップス、中華映管、サムスンSDIほか2社で続けられた。1999年にはトムソンも加わり、松下

(2003年4月からは合弁会社の MTPD を通じて) も会合に参加し続けた。東芝(2003年4月からは合弁会社の MTPD を通じて) も共謀に関与した。

この期間にカルテルの焦点はだんだんと大きなサイズのテレビ用ブラウン管に移っていった。

価格低下と過剰生産力によってテレビ用ブラウン管メーカーの問題が大きくなっていった。

2002年終わりごろあるテレビ用ブラウン管メーカーの財務危機が報じられた。中華映管は2002年に欧州工場を閉鎖した。2003年初めには、「価格の下落が続けば欧州のテレビ用ブラウン管産業は5年以内になくなるだろう」との報告が出された。カルテル参加者は、これらに共同で対処することを決意した³¹⁾。

③ 後期(2004年～2006年)

2004年から2006年11月までの期間、テレビ用ブラウン管メーカーは欧州、東南アジア及び中国で頻繁に接触し続けた。

欧州で2003年頃重要な変化が起こった。[非公表]のテレビメーカーのコスト競争力が強くなり欧州市場で攻勢をかけ、欧州のテレビメーカーは競争力を失って生産が急激に低下した。したがって、テレビ用ブラウン管メーカーは[非公表]の生産及び需要に集中するようになり、それが欧州テレビ用ブラウン管メーカーのシェアに影響を及ぼした。

欧州のマルチの会合は、トムソン、サムスン SDI 及びフィリップスと LGE の合弁会社の間で頻繁に行われた。3社の会合のほか、2社間の会合が欧州で行われ、サムスン SDI、フィリップスと LGE の合弁会社、トムソン、MTPD 及び他の1社が関与していた。この期間中、テレビ用ブラウン管メーカーはアジアでも頻繁に会合を持った。中心は SML 会合(サムスン SDI、フィリップスと LGE の合弁会社及び MTPD が参加)と ASEAN 会合(サムスン SDI、フィリップスと LGE の合弁会社、中華映管、MTPD ほか1社で構成)だったが、競争者間のアドホックな接触もあった。従来同様、SML 会合と ASEAN 会合はアジア又は東南アジアに焦点を当てていたが、アジアだけでなく他の地域(欧州)又は世界の価格等についても話し合った。

2006年6月12日の会合が、証拠がある最後の SML 会合である。しかし2社間の話し合いは少なくとも2006年11月まで続いた³²⁾。

3. 法適用

a. EU 機能条約 101 条の適用

(a) 管轄権

本件で、カルテルは加盟国間の貿易に感知しうる効果があったので、欧州委員会は EU 機能条約 101 条を適用する権限がある。違反が行われたときに関係事業者のいくつかは EU 域外にあったことは EU 機能条約 101 条の適用可能性を排除するものではない。

EU による競争法の適用は、普遍的に認められた国際法の原則である属地主義(territoriality principle)に従って行われる。欧州司法裁判所はウッドパルプ事件で、製造業者が直接 EU 域内に

販売しており顧客からの注文を受けるために価格競争をしていると認定し、これらの製造業者が EU 域内で顧客に課す価格を協調しその価格で販売することによって協調を実行するならば、EU 条約 101 条にいう域内市場における競争を制限する目的及び効果をもつ協調を実行するものであると述べた。欧州司法裁判所はさらに、101 条違反は協定等の形成とその実施の 2 つの要素によって構成され、決定的な要素は協定が実施された場所だと述べた³³⁾。一般裁判所は Gencor 事件でこれを補充して、問題となっている行為が EU において直接的、予見可能かつ実質的な効果を及ぼすときは EU 競争法を適用できるとした³⁴⁾。

本件では第三国で設立されたブラウン管製造販売業者が EEA 域内の顧客に影響のある価格及び販売数量を協調し、それらの顧客への販売によって当該協調を実行した。カルテル協定が EEA 域外で形成されたとしても、カルテル参加者は EEA への販売又は EEA への販売に影響を与える手段（特に市場分割及び販売制限）を通じて EEA に関係する協定及び協調的行為を実施した。

SML 会合と ASEAN 会合は欧州とアジアを含む単一で継続的な違反行為の一部であり、この単一で継続的な違反行為が価格を決定し設備、生産又は販売を制限することによって域内における競争を制限する効果を持った。テレビ用ブラウン管カルテルのメンバーは、EEA とアジアで販売される同一製品の「合理的価格差を維持」しようとし、欧州価格を引き上げようとした。単独で継続的な違反行為が EU 機能条約 101 条に違反する以上、その一部である個別の合意も EU 機能条約 101 条に違反する。

本件カルテルは Gencor 事件判決にいう EU における直接的、予見可能かつ実質的な効果をもっていた。第一に、[非公表]。第二に、カルテルによる価格と数量はブラウン管メーカー間と下流と両方の競争条件に影響を及ぼすことが明らかなことから、EEA への効果は予見可能だった。直接かつ予見可能な効果は合弁会社を含む垂直統合の場合にもあった。段ボール事件一般裁判所判決で確認されたように、カルテル価格がグループ内顧客に完全に転嫁されないとしても、差別価格による競争上の優位が市場における競争に影響を及ぼすことが予見される。ブラウン管のグループ内の販売も、EEA 域内で販売される加工製品に帰着するものであれば、EEA 域内におけるカルテル参加者間の販売と同様に考慮される。違反行為の重大性、違反期間の長さ並びにブラウン管とその加工製品の欧州市場におけるカルテル参加者の役割を勘案すると、テレビ用ブラウン管カルテルの効果は実質的だった。

管轄権を認めるためには、カルテルが EEA で全体として実施され、直接的、予見可能かつ実質的な効果をもてばよいのであり、カルテルの効果がある当事者にとって又は世界的な効果と比較して限定的だったかどうかは重要ではない。いずれにせよ、本件名宛人は相当量 EEA に直接販売しており、また加工製品を相当量 EEA に直接販売していた。

したがって、欧州委員会にはテレビ用ブラウン管カルテルに EU 機能条約 101 条等を適用する権限がある³⁵⁾。

(b) EU 機能条約 101 条等（競争を制限する目的又は効果をもつ共同行為の禁止）への該当性
本件名宛人は、テレビ用ブラウン管について共同行為を行った。その目的は、テレビ用ブラウン管の価格を決めることである。これは、目標価格、価格の幅、価格引上げ及び最低価格の決定によって達成された。さらに、生産制限協定が行われ、生産制限協定についてモニタリングが行われた。そのほかにも、さまざまな競争制限行為が行われた。本件の競争制限的諸行為は、EU 機能条約 101 条等という協定又は協調的行為に該当する。

事業者は個々の違反行為を行う際に、共通の目的を表明し、共同の計画のために事業活動を制限した。また、同じ事業者が、そしてしばしば同じ担当者が、定期的な会合、電話、e メールによって継続的に連絡をとっていた。したがって、単一かつ継続的な EU 機能条約 101 条 1 項等の違反行為を構成する。

本件の諸協定及び協調的行為は、加盟国における競争を制限する目的及び効果をもつものであった。また、適用免除を定めた EU 機能条約 101 条 3 項等に該当しない。本件行為は、加盟国間の貿易に影響を及ぼすものであった³⁶⁾。

b. 名宛人

EU 競争法等にいう企業 (undertaking) とは経済的意味をもつものであり、商法等による法人格とは異なる。したがって、違反した企業もカルテル会合に実際に参加した法人と必ずしも同じではない。しかし、違反行為の責任を負うのは法人なので、決定は法人を名宛人としなければならない。EU 機能条約 101 条等に違反した企業は、それぞれ 1 以上の法人格をもつ。子会社が市場における行為を独立して決定していないなら、決定的な影響を及ぼした会社が子会社とともに単一の経済実体を構成し、違反行為の責任を負い得る³⁷⁾。

(a) 中華映管

中華映管とその子会社の中華映管 M、CPTF オプトロニクス及び中華映管（英国）は、カルテルに直接参加した。中華映管（英国）は、違反行為終了後に消滅した。中華映管は違反行為に直接参加したことのほか、親会社としての責任もある。したがって、中華映管、中華映管 M、CPTF オプトロニクスの 3 社は違反行為について連帯して責任を負う³⁸⁾。

(b) サムスン

サムスン SDI は、直接並びにサムスン SDI ドイツ及びサムスン SDI・M を通じてテレビ用ブラウン管カルテルに参加した。3 社が違反行為に直接参加したことについて責任を負うほか、サムスン SDI は親会社としての責任を負う。したがって、3 社はテレビ用ブラウン管に関する違反行為について連帯して責任を負う³⁹⁾。

(c) フィリップス

フィリップスの責任については、2 つの時期に分けなければならない。ブラウン管事業をフィリップスと LGE の合弁会社に譲渡する前と後である。フィリップスの子会社が、2001 年 7 月 1

日にブラウン管事業をフィリップスと LGE の合弁会社に譲渡するまでテレビ用ブラウン管カルテルに参加した。したがって、フィリップスは親会社として責任を負う。2001 年 7 月以降、フィリップスはフィリップスと LGE の合弁会社及びその子会社⁴⁰⁾のテレビ用ブラウン管カルテルへの参加について、他の親会社である LGE と連帯して責任を負う⁴¹⁾。

(d) LGE

LGE の責任については、2 つの時期に分けなければならない。ブラウン管事業をフィリップスと LGE の合弁会社に譲渡する前と後である。LGE を含む LGE グループの会社が、2001 年 7 月 1 日にブラウン管事業をフィリップスと LGE の合弁会社に譲渡するまでテレビ用ブラウン管カルテルに参加した。LGE は事業譲渡まで責任を負う。2001 年 7 月以降、LGE はフィリップスと LGE の合弁会社及びその子会社のテレビ用ブラウン管カルテルへの参加について、他の親会社であるフィリップスと連帯して責任を負う⁴²⁾。

(e) フィリップスと LGE の合弁会社

フィリップスと LGE の合弁会社グループの会社は、合弁会社の設立以来、テレビ用ブラウン管カルテルに直接参加した。委員会は親会社であるフィリップスと LGE とともに合弁会社及びその子会社の責任を問うこともできる。しかし、合弁会社は 2006 年に破産を宣告された。したがって、委員会は、合弁会社グループの違反行為の責任をその親会社だけに問うことが適当だと考える。

合弁会社は市場で自立的に行動したのではなく、フィリップスと LGE が合弁会社の親会社として合弁会社の市場行動に実際に決定的な影響を及ぼした。フィリップスと LGE がブラウン管事業を合弁会社に譲渡したのは独立した会社をつくるためではなく、技術や技能やリスクについて両社の力を結集するためだった。フィリップスと LGE の合弁会社グループは、親会社のフィリップスと LGE を含む単一の企業を構成していた。

フィリップスと LGE グループは合弁会社設立以前からカルテルに参加し、合弁会社設立後も途切れることなく合弁会社を通じてカルテルに参加した。会社の構造を変えて合弁会社を通じてカルテルを続けたことでカルテルの責任を逃れることを許してはならない。フィリップスと LGE の合弁会社は破産手続を開始してもう当該事業で事業活動を行っていないが、フィリップスと LGE は合弁会社の活動中の責任を負わなければならない。フィリップスと LGE は、合弁会社のテレビ用ブラウン管に関する違反行為について、連帯して責任を負う⁴³⁾。

(f) トムソン／テクニカラー

トムソンは直接テレビ用ブラウン管カルテルに参加した。2010 年にトムソンはテクニカラーに名称変更した。テクニカラーはトムソンのテレビ用ブラウン管カルテルへの参加について直接責任を負う⁴⁴⁾。

(g) 松下／パナソニック

松下グループの責任については、2 つの時期に分けなければならない。ブラウン管事業を合弁

会社である MTPD に譲渡する前と後である。MTPD の設立以前、松下（現パナソニック）は、テレビ用ブラウン管カルテルに直接及び 100% 子会社を通じて間接的に参加した。パナソニックは松下とその子会社の違反行為の責任を負う。2003 年 4 月 1 日以降、松下は、合弁会社の MTPD を通じてテレビ用ブラウン管カルテルに参加し、その時からもう 1 つの親会社である東芝と連帯して合弁会社の違反行為について責任を負う⁴⁵⁾。

(h) 東芝

東芝グループの責任については、2 つの時期に分けなければならない。ブラウン管事業を合弁会社である MTPD に譲渡する前と後である。MTPD の設立以前、東芝は直接テレビ用ブラウン管カルテルに参加した。したがって、東芝はテレビ用ブラウン管カルテルへの参加について直接責任を負う。2003 年 4 月 1 日以降、東芝は、合弁会社の MTPD を通じてテレビ用ブラウン管カルテルに参加し、その時からもう 1 つの親会社である松下（現パナソニック）と連帯して合弁会社の違反行為について責任を負う⁴⁶⁾。

(i) MTPD

MTPD（旧称:松下東芝映像ディスプレイ）は 2003 年 3 月 31 日に設立され、そのときから直接テレビ用ブラウン管カルテルに参加していた。松下と東芝はブラウン管事業をこの新設合弁事業に譲渡した。MTPD の出資比率は松下が 64.5%、東芝が 35.5% だった。2007 年 3 月に MTPD は松下の 100% 子会社になり、MT 映像ディスプレイに名称変更した。パナソニックと東芝は、MTPD の行動に決定的な影響を行使した。

会社の構造を変えてカルテルを合弁会社を通じて続けただけでカルテルの責任を逃れることを許してはならない。パナソニックと東芝はカルテルを行っていたブラウン管事業を合弁会社である MTPD に譲渡し、MTPD は親会社を引き継いで途切れることなくカルテルを続けたので、親会社である両社は責任を負う。MTPD、パナソニック及び東芝は、MTPD のテレビ用ブラウン管に関する違反行為について、連帯して責任を負う⁴⁷⁾。

c. 違反期間

テレビ用ブラウン管製造業者間の接触は以前からあったが、委員会は EU 機能条約 101 条等の適用を 1997 年 12 月 3 日から限定する。この日は中華映管、サムスン SDI 及び LGE の間で定期的な接触が始まった日である。1999 年 9 月 21 日からフィリップスがこの接触に参加した証拠がある。2001 年 6 月 1 日にフィリップスと LGE はブラウン管事業を両社の合弁会社に移管し、合弁会社が両社に代わってテレビ用ブラウン管カルテルに直接参加した。東芝は、2000 年 5 月 16 日からテレビ用ブラウン管カルテルに参加した証拠がある⁴⁸⁾。松下は、1999 年 6 月 15 日からカルテル会合に参加した証拠がある。2003 年 4 月 1 日に両社の合弁会社の MTPD を設立した後、両社は MTPD を通じてカルテルに参加した。トムソンが競争者と接触した最初の証拠があるのは 1999 年 3 月 25 日であり、2005 年にテレビ用ブラウン管市場から撤退するまでカルテル会合等に参加した。

カルテルが消滅した詳しい時期は分からないが、アジアの会合は2006年6月まで続いており、その後も2社間の接触が続いていた。したがって、終期を証拠に基づき個別会社ごとに認定する。

テレビ用ブラウン管カルテルの会社ごとの始期と終期は、次のとおりである。⁴⁹⁾

表2. 欧州委員会が認定したテレビ用ブラウン管カルテルの会社ごとの始期と終期

名宛人	始期	終期
中華映管、中華映管 M、CPTF オプトロニクス	1997.12.3	2005.12.6 ⁵⁰⁾
サムスン SDI、サムスン SDI ドイツ、サムスン SDI・M	同上	2006.11.15
パナソニック	1999.6.15	2006.6.12 ⁵¹⁾
東芝	2000.5.16	同上
MTPD	2003.4.1	同上
フィリップス	1999.9.21	2006.1.30 ⁵²⁾
LGE	1997.12.3	同上
テクニカラー	1999.3.25	2005.9.19

4. 措置

制裁金の額は、制裁金ガイドラインに基づき、各社の違反行為に関係する売上額に違反年数をかけて得た基本額に、増減額事由がある場合には所定の増額又は減額をし、リニエンシー告示に該当する場合には所定の減額をすることによって得られた額である⁵³⁾。

a. 違反行為に関する売上額

EEA 域内における違反行為に直接的又は間接的に関係するブラウン管の売上には、次のものがある。

- ① EEA への直接販売：本件の名宛人により EEA 域内の顧客に直接販売されたブラウン管
- ② 加工品による EEA への直接販売：グループ内でカラーテレビに組み込んで本件の名宛人が EEA 域内の顧客に販売したブラウン管
- ③ 間接販売：本件の名宛人によって EEA 域外の顧客に販売され、顧客がカラーテレビに組み込んで EEA 域内で販売したブラウン管

本件の売上額の決定については、最初の実際のブラウン管（それ自体又はカラーテレビに組み込まれて）の販売が、本件決定の名宛人によって EEA 域内で行われたときの売上額が関係売上額を構成する。EEA における間接販売の額も関係売上額に含まれるが、本件ではその必要はない。

加工品による EEA への直接販売を含めることにより、合弁会社の親会社を含むグループ内販売を含めることになって、加工されているか否かにかかわらず違反行為対象商品の顧客への最初の販売が対象になり、垂直統合した会社と垂直統合していない会社が差別されないことを保障する。

EEA への直接販売と加工品による EEA への直接販売を対象とする目的は、カルテル対象品がカルテル事業者に含まれない顧客で EEA 域内にあるものに最初に販売されたときのみ売上額

に含めることである。カルテル対象商品が EEA 域内の独立した顧客に販売されたとき、EEA 地域との直接のリンクが成立する。

合弁会社の親会社への販売も売上に含まれる⁵⁴⁾。本件カルテルでは価格カルテルだけではなく参加会社の世界的な生産量の制限も話し合われていた。生産制限カルテルは参加会社の全生産に及ぶものであり、グループ内販売にも影響を及ぼした。さらに、グループ内販売も議論や協定の対象になっていた。

一般裁判所は、欧州委員会の制裁と域外の競争当局の制裁は目的が異なるので二重処罰に当たらないとしている⁵⁵⁾。1つの行為がいくつかの国の法秩序を侵害することがあるので、同じ事実、同じ売上が2つの競争当局の制裁金算定対象とされても問題ない⁵⁶⁾。

b. 制裁金の算定

販売額の算定は、直接販売も加工品による直接販売も、EEA 域内で流通した製品の販売額によって行う。本件ではインボイスより流通を基準とすることが適当である。流通を基準として用いることにより、EEA との強い結びつき (nexus) が確立される。

本件では、テレビ用ブラウン管の売上が急激に減少していることから、通常用いられる直近の年度の売上額ではなく、違反期間全体の売上額を違反年数で割った額を基準として算定する。

東芝並びにパナソニック及び MTPD は、2011 年の世界での売上額がそれぞれ 560 億ユーロと 720 億ユーロと大きかったことから、十分な抑止効果を持たせるため、制裁金をそれぞれ 10% と 20% 増額する。中華映管は、2007 年 3 月 23 日に制裁金免除の申請をし、調査期間中継続して全面的に協力した。このため、制裁金を 100% 免除する。サムスン SDI は 2007 年 11 月 11 日、委員会の立入検査直後に制裁金の軽減を申請した。同社は調査期間中、見つけた新たな証拠や情報を提供し続け、委員会の求めに応じ説明した。同社は提供した著しい付加価値及び迅速な協力により制裁金減額に値するので、制裁金を 40% 減額する。パナソニックは MTPD とともに 2007 年 11 月 12 日に制裁金減額の申請をした。しかし両社は EEA に影響を与えるカルテルを行ったことを否認し、同社が参加した協定はアジアにのみ影響を及ぼすものであったと主張した。両者は EEA に影響を与えるカルテルを行ったことを否認し、著しい付加価値のある情報及び証拠を提出しなかったため、制裁金減額の要件に適合しない。フィリップスは 2007 年 11 月 27 日に制裁金減額の申請をした。同社は著しい付加価値のある情報及び証拠を提出し、調査期間中新たな証拠及び情報を提供し続けた。フィリップスは自社の直接の関与と合弁会社についてリニエンシーを申請したが、LGE はフィリップスのリニエンシー申請に協力もせず、リニエンシーの申請もしなかった。したがって、LGE に制裁金の減額を行う理由はない。フィリップスの制裁金を 30% 減額する。テクニカラーは 2008 年 3 月 14 日、委員会からの情報提供要求を受けた直後に制裁金の減額申請をした。同社は著しい付加価値のある情報及び証拠を提供した。同社の制裁金を 10% 減額する⁵⁷⁾。

制裁金の名宛人と金額は、次のとおりである。なお、同じ欄に複数の会社があるときは、各社

が連帯して支払うことが命じられている⁵⁸⁾。

表 3. 欧州委員会による制裁金の名宛人と金額

名宛人	期間	掛率	減額	制裁金額(EUR)
中華映管、中華映管 M、CPTF オプトロニクス	8 年	8	100%	0
サムスン SDI、サムスン SDI ドイツ、サムスン SDI・M	8 年 11 月	8.91	40%	81,424,000
フィリップス (合弁前の期間)	1 年 9 月	1.75	30%	240,171,000
LGE (合弁前の期間)	3 年 6 月	3.5	0%	40,678,000
フィリップス (合弁期間)	4 年 6 月	4.5	30%	322,892,000
LGE (合弁期間)			0%	138,383,000
テクニカラー	6 年 5 月	6.41	10%	38,631,000
パナソニック (合弁前の期間) ⁵⁹⁾	3 年 8 月	3.66	0%	157,478,000
東芝 (合弁前の期間) ⁶⁰⁾	2 年 10 月	2.83	0%	28,048,000
パナソニック、東芝及び MTPD (合弁期間) ⁶¹⁾	3 年 2 月	3.16	0%	86,738,000
パナソニック及び MTPD (合弁期間) ⁶²⁾				7,885,000

Ⅲ. 日本と EU の事件の相違点

1. 認定された違反行為

a. 公正取引委員会の認定

公正取引委員会の審決には本件カルテルの成立までの経緯が記載されていないが、排除措置命令には、カルテル成立に至る経緯がおおむね次のように記載されている。

サムスン SDI、中華映管及び LGPD は、かねてから、各社の役員級の者による会合を開催し、全世界におけるテレビ用ブラウン管の市況等に関する情報交換を行ってきたところ、当該市況が低落傾向にあったことから、2002 年 7 月ころまでに、3 社の東南アジア子会社及び他のテレビ用ブラウン管製造販売業者等も加えて会合を開催し、特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格等に関する情報交換を行うことにより、特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格等に関する情報交換を行うことにより、特定ブラウン管の現地製造子会社等向け販売価格の安定を図る必要があるとの認識を有するに至った。そして、同年 8 月ころのサムスン SDI、MTPD・I、サムスン SDI・M 及び LPD・I による会合による CPT ミーティング開催の合意、MTPD による中華映管、中華映管 M、タイ CRT への CPT ミーティングへの参加の呼びかけ、同年 9 月 13 日ころから 2003 年 2 月 21 日ころまでの間の少なくとも 4 回の CPT ミーティングの開催、同年 4 月 30 日ころのサムスン SDI、中華映管及び LGPD の役員級の者らによる会合を経て、MTPD、サムスン SDI、中華映管、LGPD 及びタイ CRT 並びに MTPD・I、サムスン SDI・M、中華映管 M 及び LPD・I は、遅くとも同年 5 月 22 日ころまでに、2 か月に 1 回程度 CPT ミーティングを継続的に

開催し、おおむね四半期ごとに次の四半期における特定ブラウン管の現地製造子会社向け販売価格の各社が遵守すべき最低目標価格等を設定する旨合意した。その後、MTPD・M と MTPD・T も合意に加わった⁶³⁾。

排除措置命令は、サムスン SDI、中華映管及び LGPD がかねてから全世界におけるテレビ用ブラウン管の市況等情報交換を行ってきたとしているが、その後価格の安定を図る必要があると認識しカルテルを行ったのは特定ブラウン管、すなわち、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者 5 社が現地製造子会社等に購入させる 14・20・21 インチサイズの 5 種のブラウン管となっている。排除措置命令の記載からは、カルテルの対象が特定ブラウン管だけだったのか、もしそうであれば、なぜ我が国ブラウン管テレビ製造販売業者と価格交渉をする特定ブラウン管のみを対象としてカルテルを行ったのかは分からない⁶⁴⁾。

b. 欧州委員会の認定

欧州委員会の決定は、テレビ用ブラウン管の欧州を含む世界レベルのカルテルを認定している。欧州委員会が認定したテレビ用ブラウン管カルテルの始期は 1997 年 12 月であるが、決定にはその後の会合についても、名宛人の要求により非公表となっている部分があるものの、詳細な記載がある。なお、会合への参加者について、公正取引委員会の排除措置命令等は法人名を記載しているのに対し、欧州委員会の決定は子会社等を含めた企業グループ名を記載していることに注意する必要がある。

欧州委員会決定の公表部分には、2002 年 7 月ころ及び 8 月ころの会合についての記載はないが、9 月 13 日に中華映管、サムスン SDI、LGPD 他 2 社による会合があり、14・20 インチのブラウン管の 2002 年第 4 四半期の価格ガイドラインに合意した旨、2003 年 2 月 10 日にサムスン SDI、LGPD 及び松下・東芝による会合があり、データを交換して価格等について話し合いが行われた旨、それらの間にも数回にわたってテレビ用ブラウン管製造販売業者間の会合があった旨が記載されている⁶⁵⁾。また、2003 年 4 月 30 日にサムスン SDI、LPGD 及び中華映管による会合があり、多数会社の協力により低下傾向の価格を反転させることができるとして、テレビ用ブラウン管に係る会合の新ルールを定め、メンバーをサムスン SDI、LPGD、中華映管及び MTPD とし、頻繁に安値受注をする他の会社についてはメンバーから除外するかどうか観察を続けること、当面ワーキングレベルの会合を四半期ごとに、役員レベルの会合を毎年開催すること等を決定したこと、同年 5 月 22 日に中華映管、サムスン SDI、LPGD 他 1 社による会合があり、14・20・21 インチのテレビ用ブラウン管の 2003 年第 3、第 4 四半期の最低価格に合意したこと、同年 9 月 5 日の会合、11 月 7 日の会合等でも同ブラウン管の四半期ごとの価格について合意したことが記載されている⁶⁶⁾。

c. 検討

前述のように、公正取引委員会の排除措置命令や審決の記載からは、カルテルの対象が特定ブラウン管だけだったのか、より広い範囲のカルテルがあったのか分からない。しかし、欧州委員

会の決定を見ると、2003年5月頃に行われたのは世界レベルの価格協定であったと考えられる。したがって、公正取引委員会は、世界レベルのカルテルの中から「特定ブラウン管」に係る部分を切り取って違反行為を認定し、措置をとったものと思われる⁶⁷⁾。このような認定をしたのは、世界カルテルのうち審決がいう「我が国に所在する需要者である我が国ブラウン管製造業者をめぐる競争」を制限するのは「特定ブラウン管」に係る部分のみであると考えたためではないかと思われる。しかし、このような作爲的な取引分野の画定には問題があると思われる。

本件と同様に、公正取引委員会が実際のカルテルの範囲から一部のみを切り取って一定の取引分野を認定したと思われる事件は過去にもある。その一例が、入札談合事件である新井組ほか事件である。同事件で、公正取引委員会は、一定の取引分野を「公社発注の特定土木工事（Aランクの格付けの単独施工工事並びにAA、AB及びAC各ランクの格付けの共同施工工事の土木工事で、入札参加者の少なくとも一部の者につき34社及びその他のゼネコンのうちの複数の者を指名し又はこれらのいずれかの者をJVのメインとする複数のJVを指名して指名競争入札の方法により発注するもの）」と認定し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したとして独占禁止法3条違反とし課徴金の納付を命ずる審決を出した⁶⁸⁾。この事件では、公正取引委員会は、一定の取引分野を「公社発注のAランク以上の土木工事に係る取引分野」とすると、当該工事に占める受注調整によって落札したものの割合が低くなり、「一定の取引分野における競争の実質的制限」が認められないのではないかという懸念から、受注調整によって落札したものの割合が高くなるように取引分野を絞って上記のような取引分野を認定したものと思われる。なお、この事件で最高裁は、「公社発注の特定土木工事を含むAランク以上の土木工事に係る入札市場の相当部分において、事実上の拘束力をもって有効に機能し、上記の状態（事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態）をもたらしていた」として、審決取消請求を棄却した⁶⁹⁾。この最高裁判決は、公正取引委員会の不自然な取引分野の認定を斥け「後者発注のAランク以上の土木工事に係る取引分野」が一定の取引分野になるとし、落札したものの割合にかかわらず独占禁止法違反が成立するとしたものといえよう。

2. 違反行為者と課徴金・制裁金

a. 公正取引委員会が認定した違反行為者及び課徴金納付命令の名宛人

公正取引委員会は、MTPDとその東南アジア子会社3社、サムスンSDIとそのマレーシア子会社、LGPDとそのインドネシア子会社、中華映管とそのマレーシア子会社及びタイCRTの計11社を違反行為者と認定し、「特定ブラウン管」を販売したMTPDの子会社3社、サムスンSDIの子会社並びにLGPD及びその子会社の計6社に対して課徴金の納付を命じた。日本では、違反行為者のカルテル対象商品の売上額に一定率をかけた額が課徴金となるが、違反行為者を法人ごとに見ているため、テレビ用ブラウン管を子会社で製造販売していて自社にはテレビ用ブラウン管の売上がないMTPD及びサムスンSDIは課徴金納付命令の対象とはならず、実際にテレビ用ブラ

ウン管を製造販売していた子会社に課徴金の納付を命じている。なお、MTPD の子会社 3 社は、課徴金納付命令がなされる以前に会社の清算手続を開始していた。

b. 欧州委員会の決定の名宛人と制裁金の対象者

欧州委員会が決定の名宛人としたのは、中華映管とその子会社 2 社、サムスン SDI とその子会社 2 社、パナソニック、東芝、MTPD、フィリップス、LGE、テクニカラーの 12 社であり、これらのうちニエンシーにより制裁金を全額免除された中華映管とその子会社を除く 9 社に対して制裁金を命じた。EU 競争法にいう企業は法人とは異なる概念であり、1 つのグループの複数の法人が 1 つの企業とされることがある。子会社が違反行為に参加し、親会社が子会社に対して決定的な影響を及ぼしている場合は、親会社も違反行為の責任を負う。本件では、中華映管とその子会社 2 社及びサムスン SDI とその子会社 2 社はそれぞれ 1 つの企業と認定された。MTPD とその子会社である MTPD・M も 1 つの企業と認定された。また、合弁会社の場合も、親会社が決定的な影響を及ぼしていれば、合弁会社の行為に親会社が責任を負うものとされている。本件でカルテル会合に参加していたのは MTPD の設立後は MTPD であり、親会社のパナソニックと東芝はカルテル会合に参加していなかったが、両社は MTPD に決定的な影響を及ぼしていたとして MTPD とともに違反行為者と認定され、それぞれ MTPD と連帯して制裁金を課された。フィリップスと LGE の合弁会社についても同様に、親会社のフィリップスと LGE は合弁会社とともに違反行為者と認定された。なお、こちらについては、合弁会社が既に破産宣告を受けているため、合弁会社には制裁金が命じられず、親会社のフィリップスと LGE だけに制裁金が命じられた。

c. 検討

現在では、事業者はグループとして活動している。独占禁止法も、企業結合については、届出基準を会社単体ではなく子会社、親会社等を含む企業結合集団の国内売上高によって定め⁷⁰⁾、企業結合ガイドラインも、競争の実質的制限について、会社単体ではなく会社のグループの行動によって競争の実質的制限が生じないかを検討する⁷¹⁾ など、グループとしての活動に対応したものとなっている。これに対し、不当な取引制限では、違反行為者を法人ごとに見ているため、例えば次のようなグループ内の企業編成による課徴金の不均衡が生じていることが指摘されている⁷²⁾。

- ① 製造業者が商品 A の流通業者に対する販売価格についてカルテルを行った。カルテル参加者である製造業者 X は、流通業者に対する販売活動を子会社 X' によって行っていたため、課徴金算定の基礎は X が X' に販売した商品 A の売上額となり、子会社 X' が得る流通マージンに係る分だけ課徴金が小さくなり、商品 A を自ら流通業者に販売している事業者との間で不均衡が生じた。
- ② 商品 A の製造業者又は販売業者が、需要者が実施する商品 A の見積り合わせにおいて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。X 社と Y 社はいずれも子会社で商品 A を製造していたが、課徴金の算定について、Y 社は製造機能を有すると認定されて製造業者の算定率 (10%) が適用され、X 社は製造機能を有しないと認定されて卸売業者の算定率 (2%) が適用された。

このような不均衡を解消するためには、違反行為に係る事業に子会社等グループ企業が関与しているときには課徴金算定の基礎となる売上額や業種別算定率を企業グループとして見る等、事業活動の実態に合った認定ができるようにする必要があるであろう。

3. 域外適用に対する考え方

a. 公正取引委員会の審決及び高裁判決の考え方

日本国内の市場に実質的、直接的かつ予見可能な効果がなかったとの被審人の主張に対し、公正取引委員会の審決は、「少なくとも、一定の取引分野における競争が我が国に所在する需要者をめぐって行われるものであり、かつ、当該一定の取引分野における競争が実質的に制限された場合には」、独占禁止法第3条後段を適用することができるとし、「被審人の主張するような効果の存否に関する検討をする必要性は認められない」とした⁷³⁾。また、サムスン SDI の審決取消訴訟に係る東京高裁判決も、本件合意は「我が国における一定の取引分野における競争を実質的に制限するもの」なので、「本件合意の我が国における『効果』の有無・程度を判断する必要はない」とした⁷⁴⁾。一方、サムスン SDI・M の審決取消訴訟に係る東京高裁判決は、「本件合意に基づく本件交渉等における自由競争制限という実行行為が、我が国に所在する我が国ブラウン管テレビ製造販売業者を対象にして行われている」ので効果主義に基づく検討が必要となる余地はないとし、さらに、EU において採られているとされる「実施行為理論の下においても、実施行為は我が国に存在する」と考えられるとした⁷⁵⁾。

b. 欧州委員会の考え方

欧州委員会の決定のための事前手続で、関係人の一部は、アジアにおいて行われたカルテルは域内市場における競争を制限する目的も効果もなかったので EU 競争法を適用できないと主張した。これに対し、欧州委員会は、アジアにおいて行われたカルテルに国際法上 EU 競争法を適用できるかどうかについて、EU 裁判所の判例に基づき詳細に検討している。

まず、欧州司法裁判所がウッドパルプ事件で国際公法上広く認められていると述べた属地主義により管轄権が認められるかを検討している。欧州委員会は、ウッドパルプ事件で示されたように、域外で設立されたブラウン管供給者が EEA 域内の顧客に影響を与える価格及び販売数量について協調し、EEA 域内の顧客に販売することにより協調行為を実施する場合には、委員会は違反行為に対して措置をとる管轄権を有するとした。そして、アジアにおける会合は欧州を含む世界のブラウン管に関するものであったとし、カルテル参加者は、EEA 域内での販売又は EEA 域内の販売に影響を及ぼす手段（生産制限等）により合意を実施した等と述べて、アジアでの会合における合意が欧州で実施されなかった等の主張を退けた⁷⁶⁾。さらに、Gencor 事件判決にいう域内での直接的、予見可能かつ実質的な効果についても検討し、それらが存在したことを認定した⁷⁷⁾。

c. 検討

EU では、1988 年のウッドパルプ事件判決以前から、国際法上の管轄権について議論がなされ、

判例が蓄積されてきた。欧州委員会の決定は、判例に基づき、属地主義によっても効果理論によっても国際法上の管轄権があるとの判断を示している。

これに対し、審決及び東京高裁のサムスンSDI判決の考え方は、我が国の独占禁止法の要件に当てはまりさえすれば独占禁止法を適用でき、国際法上管轄権が認められるかどうかについて検討する必要はないというもののようである。しかし、日本国憲法98条2項には、確立された国際法規を遵守しなければならない旨が規定されている。そして、競争制限的行為を規制する際の管轄権として、国際的学術団体によって、直接的、予見可能かつ実質的な効果を領域内に及ぼす領域外の行為に対して適用できるとする効果理論が承認されており⁷⁸⁾、米国、EU等多くの国でこのような考えがとられている。これだけで効果理論が確立された国際法規といえるかどうかという問題はあるが、本件カルテルは締結も対象商品の販売も我が国の領域外で行われたものであることから、国際法上の管轄権について検討する必要があるであろう。

一方、東京高裁のサムスンSDI・M判決は、本件では関係人がカルテルにより最低目標価格等を設定して我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との間で本件ブラウン管の販売等に係る交渉を行い、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者との交渉における自由競争が制限されたことが実施行為に当たるので、EUがとる属地主義でも管轄権が認められるという趣旨と思われる。しかし、EUでカルテルの実施とされているのは、II 3 a (a) に述べたように、カルテルに基づく域内での販売又は域内の販売に影響を与える行為（生産制限、市場分割等）であり、カルテルに基づいて域内企業と販売に係る交渉を行うことが実施とされているものではない⁷⁹⁾。

本件カルテルは日本に所在する事業者である5社のブラウン管テレビ製造販売業者に係る事業活動にも大きな影響を与えているので、「立法管轄権としての効果主義を充足する必要があると解した場合でも、日本市場への実質的な効果を認めることはそれほど難しくはない⁸⁰⁾」とする説がある。しかし、効果理論にいう効果とは、自国の領域内における効果である。本件のように自国の事業者が海外で調達する商品についてカルテルに基づく価格交渉が行われて自国の事業者が被害を受けた場合は、自国の事業者に対する効果があるといえても、それは自国の領域内における効果とはいえず、自国の管轄権が認められる根拠とはならないであろう。

ブラウン管事件で公正取引委員会が保護したのは、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者が海外子会社等に指示して海外でブラウン管を購入させ、海外でテレビを組み立てさせて海外の事業者や消費者に販売する事業、すなわち我が国事業者の海外事業である⁸¹⁾。我が国ブラウン管テレビ製造販売業者がブラウン管購入に係る意思決定をしており、ブラウン管の需要者と認められるとしても、そのブラウン管は海外でブラウン管テレビの製造販売事業を行うために海外で購入させていたものであり、ブラウン管の需要地は海外である。我が国ブラウン管テレビ製造販売業者は国内企業ではあるが、ブラウン管を購入してブラウン管テレビ製造販売事業を行っていた場所は海外なので、審決がいうブラウン管の「我が国に所在する需要者」とはいえないであろう。し

たがって、審決の認定を前提としても、本件では「我が国に所在する需要者をめぐって行われる競争」は存在せず、我が国の独占禁止法の適用対象にならないと考えられる。また、本件では上記のように需要者も供給者も海外に存在するので、一定の取引分野は我が国には存在せず、サムスン SDI 事件東京高等裁判所判決のいう「我が国における一定の取引分野における競争を実質的に制限するもの」でもなかったと考えられる。

欧米では自国に本拠を置く多国籍企業の海外事業を自国の競争法で保護した事例は見られない。本件が先例となって需要者が自国企業であることを理由に自国の独占禁止法を適用する運用が他国にも広まれば、競争法の域外適用をめぐる新たな国際紛争が発生するおそれがある⁸²⁾。

4. 課徴金・制裁金の算定の基礎となる売上額

a. 公正取引委員会の課徴金

我が国独占禁止法で課徴金算定の基礎となる売上額は、カルテル対象商品のカルテル期間中の売上額である（独占禁止法7条の2）。本件で、公正取引委員会は、カルテル対象商品を、我が国のブラウン管製造販売事業者と実質的に価格交渉等をして我が国のブラウン管製造販売事業者の東南アジアに存在するテレビ製造子会社等に販売したテレビ用ブラウン管と認定したことから、関係人が我が国のブラウン管製造販売業者の東南アジアに存在するテレビ製造子会社等に販売したテレビ用ブラウン管の売上額、すなわち海外におけるテレビ用ブラウン管の売上額を基礎として課徴金を算定した。この点について、審決も東京高裁判決も、独占禁止法等の規定に照らして海外の売上を課徴金の計算から除く理由はないとしている⁸³⁾。そして、審決は続けて、本件カルテルによって我が国に所在する需要者をめぐる競争が実質的に制限されたのだから、本件ブラウン管の売上額を課徴金の計算の基礎とすることに何ら不当な点はないとしている。

b. 欧州委員会の制裁金

EUの制裁金算定の出発点は、違反対象行為に直接又は間接に関係する商品の EEA 域内における年間売上額である（EU 制裁金ガイドライン パラ 13）。本件で、欧州委員会は、違反行為者が EEA 域内に販売したテレビ用ブラウン管の売上額及びグループ会社でテレビに加工して EEA 域内に販売したテレビ用ブラウン管の売上額を制裁金算定の基礎として用いた。この事件に限らず、欧州委員会は、従来、海外で製造された商品がカルテルの対象になっている場合、域内に供給されたもの又は域内需要者に販売されたものの売上額を基礎に制裁金を算定している。

c. 検討

公正取引委員会が課徴金の算定とした売上額は、我が国ブラウン管テレビ製造業者の現地製造子会社等に販売したブラウン管の売上額であり、そのブラウン管を原材料として現地製造子会社等が製造したテレビを購入するのは海外の消費者である。このような売上額を我が国の課徴金の対象とすることには疑問がある⁸⁴⁾。また、カルテル対象商品の売上額を課徴金算定の基礎とする規定を言どおり適用すると、ある商品の我が国を含む世界中の販売価格を引き上げるカルテル

を認定し、地理的市場を世界とした場合、関係人の当該商品の世界中での売上額が課徴金算定の基礎となり、いかなる意味でも我が国の競争の侵害とはいえない部分の売上額も課徴金算定の対象になってしまう。本件を含め、公正取引委員会が国際カルテル事件で我が国に関係する一部分のみを切り取って違反行為を認定している⁸⁵⁾ には、このような事情があるのかもしれない。

課徴金制度を導入した昭和 52 年当時は、国境を越えたカルテルに課徴金を課すことなど想定していなかったのであろう⁸⁶⁾。しかし、現在では国際カルテルの摘発は珍しくなくなっている。国境を越えたカルテルに対する課徴金の算定方法について、早急に見直す必要があると思われる。

脚注

- 1) 公正取引委員会平成 21 年 10 月 7 日排除措置命令・平成 21 年（措）第 23 号並びに平成 21 年 10 月 7 日課徴金納付命令・平成 21 年（納）第 62 号～64 号、66 号及び公正取引委員会平成 22 年 2 月 12 日課徴金納付命令・平成 22 年（納）第 23 号～24 号
- 2) 公正取引委員会平成 27 年 5 月 22 日審決・平成 22 年（判）第 2～5 号 [MTPD ほか審決]、公正取引委員会平成 22 年（判）第 6 号 [サムスン SDI 審決] 及び公正取引委員会平成 22 年（判）第 7 号 [サムスン SDI・M 審決]
- 3) 東京高裁平成 28 年 1 月 29 日判決・平成 27 年（行ケ）第 37 号 [サムスン SDI・M 判決]、東京高裁平成 28 年 4 月 13 日判決・平成 27 年（行ケ）第 38 号 [MTPD 判決] 及び東京高裁平成 28 年 4 月 22 日判決・平成 27 年（行ケ）第 36 号 [サムスン SDI 判決]
- 4) Case AT.39437-TV and computer monitor tubes
- 5) Cases T-82/13（パナソニック及び MTPD）、T-84/13（サムスンほか）、T-91/13（LGE）、T-92/13（フィリップス） and T-104/13（東芝）
- 6) オリオン電機、三洋電機、シャープ、日本ビクター及び船井電機の 5 社
- 7) オリオン電機のタイ製造拠点会社、三洋電機のインドネシア製造拠点会社、シャープのインドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア製造拠点会社、日本ビクターのシンガポール・タイ・ベトナム製造拠点会社及び船井電機のタイ・マレーシア製造拠点会社
- 8) 排除措置命令 6 頁
- 9) MTPD ほか審決 7～8 頁、サムスン SDI 審決 4～6 頁、サムスン SDI・M 審決 4～5 頁
- 10) MTPD ほか審決 8 頁、サムスン SDI 審決 6 頁、サムスン SDI・M 審決 5～6 頁
- 11) 欧州委員会の決定によると、中華映管は 2007 年 3 月 23 日に欧州委員会に制裁金免除の申請を行った（決定パラ 91）。
- 12) MTPD ほか審決 9 頁、サムスン SDI 審決 6 頁、サムスン SDI・M 審決 6 頁
- 13) MTPD ほか審決 19 頁、サムスン SDI 審決 14 頁、サムスン SDI・M 審決 23 頁
- 14) MTPD ほか審決 19～20 頁、サムスン SDI 審決 15 頁、サムスン SDI・M 審決 23～24 頁
- 15) MTPD ほか審決 40～41 頁、サムスン SDI 審決 35～36 頁、サムスン SDI・M 審決 44 頁
- 16) MTPD ほか審決 42 頁、サムスン SDI 審決 38 頁、サムスン SDI・M 審決 46～47 頁
- 17) MTPD ほか審決 43 頁、サムスン SDI 審決 38～39 頁、サムスン SDI・M 審決 47 頁
- 18) サムスン SDI 審決 39 頁、サムスン SDI・M 審決 47～48 頁
- 19) MTPD ほか審決 43～45 頁
- 20) サムスン SDI 審決 41～42 頁
- 21) サムスン SDI 審決 42～43 頁
- 22) MTPD ほか審決 48～49 頁、サムスン SDI・M 審決 48 頁

- 23) MTPD ほか審決 49 頁
- 24) サムスン SDI・M 審決 49 頁
- 25) MTPD ほか審決 49 頁、サムスン SDI・M 審決 49 頁
- 26) 中華映管（中華映管、中華映管 M、CPTF オプトロニクス）、サムスン SDI（サムスン SDI、サムスン SDI ドイツ、サムスン SDI・M）、フィリップス、LGE、テクニカラー、東芝及びパナソニック（パナソニック、MTPD）
- 27) 決定パラ 87、90
- 28) 公正取引委員会により課徴金の納付を命じられた LGPD であろう。
- 29) 決定パラ 119、123～130
- 30) 決定パラ 247、250～252、254
- 31) 決定パラ 303、322、323
- 32) 決定パラ 408、409、411、413、415、416、452、455
- 33) Joined Cases C-89/85, C-104/85, C-114/85, C-116/85, C-117-85 and C-125/85 to C-129/85, *Ahlström Osakeyhtiö and Others v Commission* ('Woodpulp') パラ 12、13、16、18
- 34) Case T-102/96, *Gencor Ltd v Commission* パラ 90
- 35) 決定パラ 585～588、593、596～599
- 36) 決定パラ 617、618、620～622、646、647、649、689、706、711
- 37) 決定パラ 721～722
- 38) 決定パラ 736、737、743
- 39) 決定パラ 744、746、753
- 40) 公正取引委員会により課徴金の納付を命じられた LPD・I であろう。
- 41) 決定パラ 754、755、787
- 42) 決定パラ 788、804
- 43) 決定パラ 805、823、825、852、854、856、862、863、916
- 44) 決定パラ 917
- 45) 決定パラ 918、919、921、922
- 46) 決定パラ 923～925、927
- 47) 決定パラ 929、930、945、978
- 48) 前掲一般裁判所判決（T-104/13）で、東芝は、2000 年 5 月 16 日から 2003 年 3 月 31 日までの間、会合等に参加したが、違反行為を知っていたとの証拠がない等とされた（パラ 44～86）。
- 49) 決定パラ 988、993、997、1000～1003
- 50) 欧州委員会が掌握する最後の ASEAN 会合の日（決定パラ 448）
- 51) 欧州委員会が掌握する最後の SML 会合の日（決定パラ 452）
- 52) フィリップスと LGE の合弁会社が破産した日（決定パラ 42、985）
- 53) 決定パラ 1013
- 54) MTPD の子会社が MTPD の親会社であるパナソニック及び東芝のブラウン管テレビ製造子会社等に販売したテレビ用ブラウン管は排除措置命令のいう「特定ブラウン管」に当たらないため、公正取引委員会の課徴金納付命令ではこれらの売上額は課徴金算定の対象となっていない。
- 55) Joined Cases T-236/01, T-239/01, T-244/01 to T-246/01, T-251/01 and T-252/01, *Tokai Carbon* パラ 130-155
- 56) 決定パラ 1020～1022、1026、1027、1031
- 57) 決定パラ 1034、1035、1038、1039、1111、1117、1118、1125、1126、1129、1132、1133、1137、1138、1146、1147、1150、1152～1154、1162
- 58) この表は、決定の関係部分をまとめて筆者が作成したものである。
- 59) 前掲一般裁判所判決（T-82/13）で 128,866,000 ユーロに減額された。

- 60) 前掲一般裁判所判決 (T-104/13) で取り消された。
- 61) 前掲一般裁判所判決 (T-82/13 及び T-104/13) で 82,826,000 ユーロに減額された。
- 62) 抑止のための増額の東芝との差額分。前掲一般裁判所判決 (T-82/13) で 7,530,000 ユーロに減額された。
- 63) 前掲排除措置命令第 1 事実 2
- 64) 泉水「テレビ用ブラウン管国際カルテル事件審決」NBL1062 号 64 頁も、「11 社がことさら我が国ブラウン管テレビ製造販売業者 5 社向けに限定して価格カルテルを行った事実は、審決から窺えない」としている。
- 65) 決定パラ 381~387
- 66) 決定パラ 393、394、398、400
- 67) サムスン SDI 判決 9~10 頁には、「本件合意の対象が我が国ブラウン管テレビ製造業者が現地製造子会社等に購入させるテレビ用ブラウン管に限定されていたかについては、争いがある」との記載がある。
- 68) 公正取引委員会平成 14 年 (判) 1~34 号 大成建設 (株) ほか 33 社に対する審決
- 69) 最高裁平成 24 年 2 月 20 日判決・平成 22 年行 (ヒ) 278 号 新井組ほか 3 名による審決取消請求事件
- 70) 独占禁止法 10 条 2 項等
- 71) 「企業結合に関する独占禁止法の運用指針」第 4
- 72) 公正取引委員会・独占禁止法研究会第 1 回会合資料 4、3⑤及び 3⑥
- 73) サムスン SDI 審決 39 頁、サムスン SDI・M 審決 47~48 頁
- 74) サムスン SDI 判決 86 頁
- 75) サムスン SDI・M 判決 63 頁
- 76) 決定パラ 593~596
- 77) 決定パラ 597
- 78) 経済産業省通商政策局編「2016 年版不公正貿易報告書」613~614 頁。これによると、例えば万国国際法学会は、1977 年の総会において、多国籍企業の競争制限的行為を規制する管轄権を、効果理論 (意図された、少なくとも予見可能な、実質的な、直接的かつ即時的な効果を領域内に及ぼす行為に対する適用) によって基礎づけることとした。
- 79) 白石「ブラウン管事件東京高裁 3 判決の検討」NBL1075 号 5 頁もこのことを指摘している。
- 80) 村上「ブラウン管国際カルテル事件審判審決 (上)」国際商事法務 Vol.43, No.8, 1163 頁
- 81) 実際には、ブラウン管テレビは、カルテル期間中、我が国に輸入もされ、国内で出荷されていた。しかし、審決はブラウン管テレビの我が国への輸入があったことを我が国独占禁止法が適用できる根拠としていないので、ここでは我が国への輸入がないものとして考える。
- 82) 白石前掲 9 頁も、本件のような考えに基づく競争法の適用が、外国においてわが国事業者に対して行われ得ることを懸念している。
- 83) MTPD 審決 49 頁、サムスン SDI・M 審決 49 頁、サムスン SDI 判決 77 頁
- 84) 泉水前掲 68 頁は、「独禁法の保護法益の観点から、たとえば具体的な競争制限効果が及んだ商品が日本国内において引き渡された場合の売上額に限るとすることは、合理的であり、…比較法上も適切である」としている。
- 85) 公正取引委員会平成 2 月 20 日排除措置命令 (マリンホース国際カルテル事件) では、世界における市場分割協定と受注調整が行われていたことを認定したが、独占禁止法違反として措置をとったのは、そのうち「特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者が発注するものの取引分野」における受注調整であった。
- 86) 村上「ブラウン管国際カルテル事件審判審決 (下)」国際商事法務 Vol.43, No.9, 1333 頁は、制定時の解釈等から「課徴金納付のための当該商品の売上額は、日本国内での売上額およびそれと同等であると評価される売上額に限定されるべきである」としている。